

社会福祉法人慶友はるかぜ福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶友はるかぜ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務内容に応じた報酬の区分)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

(1) 理事長、業務執行理事 月額による報酬

(2) 上記以外の役員等 日額による報酬

2 前項第2号の役員等のうち、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

(報酬額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

3 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

5 この法人の理事長及び業務執行理事の報酬月額は、別表2に定める額とする。

6 理事長及び業務執行理事以外の役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第5条 理事長及び業務執行理事の報酬は、毎月25日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 理事長及び業務執行理事以外の役員の報酬等は、理事会又は評議員会の

出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(支給の形態)

第6条 報酬及び費用は、現金により本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

別表 2（理事長及び業務執行理事の報酬月額）

役職名	月 額
理事長	100,000円
業務執行理事	20,000円

別表 3（理事長及び業務執行理事以外の役員の報酬）

(1) 理事長及び業務執行理事以外の理事

	日 額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人業務のための出勤	4,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円